

五泉東小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月策定・平成27年9月一部改訂・平成28年12月一部追加

本方針は、人権尊重の理念に基づき、五泉東小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導部会

月1回生徒指導部で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。

(2) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行う。構成員は、管理職、生徒指導担当、該当担任、必要に応じてスクールカウンセラー、警察署員とする。なお、委員会は適宜開催する。

3 いじめの未然防止、早期発見、即時対応に関する具体的方策について（別表）

4 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。

8 いじめがあった場合の対応様式

- ・「いじめ防止対策委員会」を中心に、全校体制で素早い対応を行う
- ・必要に応じて、外部関係者を含めた「拡大いじめ防止対策委員会」を招集し、組織的に問題の早期解決に当たる

(1) 迅速な初期対応

子どもの見取りやアンケート、本人の訴えや周囲からの聞き取りにより、いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、次のような措置をとる。

- ア いじめと認められた事案を、管理職に報告する。
- イ いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。
- ウ いじめたとされる子どもに事情を聞き、事実を確認する。
- エ いじめたとされる子どもに適切な指導を行う。
- オ いじめの被害者・加害者の保護者に事情及び事実を知らせ、必要に応じて面談を行うなどして、問題の解決に当たる。
- カ いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子ども及び関係のある学級の子どもなどへの心のケアや適切な指導を行う。

※ア～エについては、いじめがあることが確認された当日に、オ～カは、当日から2日以内に行動するものとする。

(2) 「いじめ防止対策委員会」を中心とした組織的な対応

いじめの早期解決は、上記のア～カの順で行われるが、その際、校内の「いじめ不登校対策委員会」が組織として行動し、解決に当たるものとする。

【いじめ防止対策委員会】

◆構成員：校長、教頭、生活指導主任、該当担任、心の教育部員、養護教諭、
いじめ被害者・加害者担任

◆行動様式

ア～いじめを確認した職員→管理職へ

イ～管理職、いじめ被害者・加害者担任、全職員

ウ～管理職、いじめ被害者担任、生活指導主任

エ～管理職、いじめ被害者・加害者担任、生活指導主任

オ～管理職、いじめ被害者・加害者担任、生活指導主任

※必要に応じて、学年・全校での保護者会開催。

カ～いじめ被害者・加害者担任、生活指導主任

※カの後、翌日～2、3日後、1週間後、1ヶ月後において、いじめ被害者・加害者の様子を担任は確認し、随時報告を対策委員会に挙げる。

◆対策会議について

ア～カの間で、必要に応じ設ける。急を要する場合は、「管理職、いじめ被害者・加害者担任、生活指導主任」で、当該事案の役割分担を決定する。

(3) 「拡大いじめ防止対策委員会」を中心とした組織的な対応

いじめの確認において、「重大事態」が発生した場合は、以下の通り「拡大いじめ不防止対策委員会」を設置し、次項に挙げる「重大事態への対応」を適切に行うものとする。

【拡大いじめ防止対策委員会】

◆構 成 員：校長、教頭、教務主任、生活指導主任、いじめ被害者・加害者担任
P T A 正副会長、五泉警察署生活安全課担当者、(スクールカウンセラー)

◆行動様式：以下の「重大事態への対応」に準ずる。

9 「重大事態」「いじめ類似行為」への対応

「重大事態」「いじめ類似行為」とは、下記の通りである。

★いじめ防止対策推進法より★

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

★いじめ類似行為 ※「新潟県いじめ等の対策に関する条例」より★

例…SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合

いじめの確認において、以下の点が想定される場合は五泉市教育委員会へ「速報」を入れることとする。速報しない場合でも、時間の経過とともに状況の深刻さの度合いが増した場合は、その時点で報告を入れるものとする。

速報かどうかの判断のポイント

- ①児童生徒の生命に危険がある場合及び障害が残る可能性がある場合
- ②教職員について重大な事故が発生した場合
- ③警察の介入があり、対応が必要な場合
- ④マスコミの報道があった場合、または報道される可能性がある場合
- ⑤事件性がある可能性または緊急性の高い場合
- ⑥「いじめ防止対策推進法」の「重大事態」に該当する可能性がある場合
- ⑦同一被害者に対していじめが繰り返して発生した場合
- ⑧その他、教育委員会、校長が緊急事態と判断した場合

※教下越第10号の2「平成28年度児童生徒、教職員等の事故の報告について（通知）」より

「重大事態」が発生した場合、次ページのフロー図をもとに、学校の設置者（五泉市教育委員会）の指導を仰ぎながら、迅速に対処する。

五泉市立五泉東小学校 重大事態対応フロー図

※参考：国立政策研究所刊「生徒指導リーフ増刊号」いじめのない学校づくり

いじめの疑いに関する情報

- 「いじめ不登校対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有に当たる。
- いじめの事実の確認を行い、結果を五泉市教育委員会へ報告する。



重大事態の発生

- 五泉市教育委員会に重大事態の発生を報告
- ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」



五泉市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

- 「拡大いじめ防止対策委員会」により、事実関係を明確にするための重大事態の調査に当たる。

- ・客観的なアンケートや第三者のいじめ被害者及び加害者への聞き取りなどを通じて事実関係を明らかにする。
- ・学校で調査済であっても、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ・関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

- 調査結果を学校の設置者（五泉市教育委員会）に報告する。

- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

- 調査結果を踏まえた必要な措置を執る。

学校の設置者が調査主体となる場合

- 五泉市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

※五泉市教育委員会 危機管理マニュアルⅠ－２「いじめ」の項を参照。

【別表】いじめの未然防止、早期発見、即時対応等に関する取組

I 学校全体としての取組

			児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止 * いじめ防止プログラム参照 * 中1ギャップ解消プログラム参照			○個々の価値観等の理解(道徳・特活) ○インターネットの危険やモラルの指導(特活) ○正しい判断力の育成(道徳・特活) ○いじめ見逃しゼロスクール集会の取組(児童会) ○ペア活動での積極的な取り組み ○中学校での体験授業	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○児童会の自主的な取り組みの周知 ○思いやりの心を育てるため取組への理解 ○学校便りなどで情報を示し、取組への理解 ○保護者相談会
いじめの早期発見			○集団から離れて一人でいる児童への声かけ ○個別面談や生活アンケートによる情報収集(学級生活満足度調査) ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究	○日常的・積極的な児童との会話 ○服装の汚れや乱れ、ケガのチェック ○児童の持ち物の紛失や増加に注意
いじめの即時対応	暴力を伴ういじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○児童を守る強い姿勢を見せることと、児童の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(警察、児童相談所等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と児童の言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	暴力を伴わないいじめ	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○児童を守る強い姿勢を見せることと、児童の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(教育相談、カウンセラー等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と児童の言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応(謝罪等)
	行為がわかりにくいいじめ	いじめられた側	○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束 ○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○児童を守る強い姿勢を見せることと、児童の話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
		いじめた側	○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関(カウンセラー等)との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と児童の言い分を聞くこと
	直接関係がない児童		○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解 ○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導 ○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

II 家庭や地域との連携

各家庭(PTA)での取組	○児童に関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発(PTA教育講演会の実施等) ○児童のがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○父親の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	○児童たちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○広場や近所等で困っている児童への積極的な声かけと学校(保護者)への連絡